

医療情報取得加算、医療DX推進体制整備加算について

令和6年度診療報酬改定のため、6月1日より

「**医療情報取得加算**（旧：医療情報・システム基盤整備体制充実加算）」を算定いたします。

○マイナ保険証を利用し医療情報提供に同意された方、又は保険証の種類問わず診療情報提供書（紹介状）を持参している方

初診：医療情報取得加算2・・・1点 ※2024年5月まで2点

再診：医療情報取得加算4（3か月に1回）・・・1点 ※2024年5月までなし

○それ以外の方

初診：医療情報取得加算1・・・3点 ※2024年5月まで4点

再診：医療情報取得加算3（3か月に1回）・・・2点 ※2024年5月までなし

又、上記とは別に初診時に「**医療DX推進体制整備加算**」として8点を算定いたします。

当院では、オンライン資格確認を行う体制を有しており、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでおります。

オンライン資格確認によって得た情報（受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報）を医師が診察室で確認できる体制を整備し、診療に活用します。

正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証のご利用にご協力をお願いいたします。